

## (一社)日本壁装協会 防火壁装施工管理者に 3月下旬「お知らせ」を発行

壁紙張替え需要の拡大に取り組む壁装業界にとって、施工箇所が内装制限を受けている場合は、法令に適合する防火壁装仕上げを行うことは欠かせない。

壁装業界の施工団体協は「安全・安心の内装を」と需要者向けに張替え・防火仕上げの大切さを訴えるチラシを作成PRしていることは本紙先月号で報じた通りである。

防火壁装の共同管理認定を取得、防火壁装の整備を進めている(一社)日本壁装協会も、壁紙の張替えで『法令遵守の防火仕上げ』が厳正に実施されるよう、この3月下旬に『防火壁装施工管理者』向けその趣旨を訴える書簡を発行した。以下に同書簡のほぼ全文を掲載する。

### 『防火壁装施工管理者』向けに発行した書簡

防火壁装施工管理者各位

(一社)日本壁装協会  
防火壁装材料品質情報管理システム運営委員会  
同 施工管理委員会

昭和44年(1969年)に現場施工での管理による、初の防火材料として壁紙が大臣認定を受けて以来、今日に至るまで大過なくきている。

平成28年度の壁紙需要は6.8億㎡でほぼ横バイだが、広く言われているように、張替え需要が年々増加している。新築需要は今後大幅な増大は望めないのが、業界として張替え需要にも十分に配慮すべきことと考えている。については、防火上の施工仕様として下記の点につき改めて確認いただきたく、お知らせする。

### 記

1. 国土交通大臣等の認定を受けた壁紙を防火壁装材料と言う。
2. 内装制限が適用される特殊建築物等では壁紙を張り替えた後も、新築時に内装制限で指定された性能(不燃・準不燃・難燃いずれか)を維持しなくてはならない。
3. 内装制限が適用される特殊建築物には防火壁装材料が使用されるが、防火壁装講習会等でお知らせしているように、張替えの場合には古い壁紙を剥がした後に、下地の基材面を露出させなくてはならない。
4. 従って、
  - ① 壁紙の上に壁紙を張る、
  - ② 塗装面等の上そのまま壁紙を張る、
  - ③ 古い壁紙の裏打ち紙等が残ったまま壁紙を張る、等は防火壁装材料の認定仕様とは認められないのでご注意ください。
5. 前項に上げた例を実際に行った場合は、適法な状態への復元を命じられることがある。

以上